整備計画変更一覧表

対象区間	整備計画名称	施行主体新旧
にほんかいえんがんとうほくじどうしゃどう 日本海沿岸東北自動車道 きかた (酒田みなと〜遊佐)	日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県	(旧) 施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社 法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社と する。 (新) 施行主体は、国土交通大臣とする。
ひがしかんとうじ どうしゃどう み と せん 東関東自動車道水戸線 いたこ ほこた (潮来~鉾田)	東関東自動車道水戸線の潮来市鉾田市間の新設に関する整備計画	(旧)施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社とする。(新)施行主体は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社とする。
なごゃかんじょうにごうせん 名古屋環状2号線 なごゃにし とびしま (名古屋西〜飛島)	まんきじどうしゃどう い せ せん な ご や し なかがわくあいち 近畿自動車道伊勢線の名古屋市中川区愛知 けんあまぐんとびしまむら 県海部郡飛島村間の新設に関する整備計画	(旧) 施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社 法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社と する。 (新) 施行主体は、国土交通大臣及び中日本高速道路株 式会社とする。